

富士市教育委員会 2月		定 例 会 臨時会		会 議 録 (令和7年)	
開催日 令和7年2月21日 金曜日 開 会 13時30分 閉 会 14時53分		会議場 市庁舎6階 第3会議室			
出席委員の氏名					
教 育 長		太 田 桂		委 員	
教育長職務代理者		和久田 恵 子		塩 谷 知 一	
委 員		松 田 靖 子		保 科 悦 久	
出席職員等の氏名					
教育次長		味 岡 俊 雄		青少年相談センター所長	
教育総務課長		佐 野 睦 昭		田 中 亘	
学校教育課長		若 田 泰 一		文化財課長	
学務課長		鈴 木 秀 江		植 松 良 夫	
社会教育課長		吉 田 和 洋		博物館長	
中央図書館長		桑 原 正 壽		石 川 武 男	
富士市立高等学校事務長		榎 俊 英		こども未来課長	
教育研修・特別支援教育センター所長		檜 木 小重美		本 多 直 人	
				こども未来課 調整主幹	
				伊 藤 真 也	
				教育総務課調整主幹	
				小長谷 聡	
				教育総務課指導主事	
				瀧 南	
				教育総務課指導主事	
				遠 藤 真 輝	
				傍 聴 人	
				な し	
議題（動議）及び議事の概要					
(議 案)					
議第6号 富士市子ども・若者支援協議会要綱の一部改正について					
議第7号 令和7年度県費負担教職員の人事異動の内申について					
(報告)					
報第2号 令和7年度教育委員会所管当初予算額の内示について					
報第3号 富士市こども計画（案）について					
作成者 遠 藤 真 輝		署名人			

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、2月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の1月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

市議会2月定例会が2月14日から3月25日までの日程で開催されております。このうち産業教育分科会が2月17日に開催され、2月補正予算案の審議が行なわれました。

今後の議会に関する主な予定ですが、施政方針に関する質問は3月5日及び6日の予定となっております。また、一般質問は6日から12日までの予定です。

教育委員会への質問に関する答弁をまとめたものにつきましては、次回の定例会の際、資料として配布させていただきますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、産業教育分科会及び産業教育委員会は3月13日、14日にも開催される予定で、この中で本日報告事項となっております、令和7年度の新年度予算案や条例案について審議が行われることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。本日は議決案件2件と、報告事項2件、合計4件が提案されております。

なお、議第7号「令和7年度県費負担教職員の人事異動の内申について」は、人事案件でありますので、その性質上、秘密会とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（委員から「異議なし」の声あり）

教育長

委員の同意を得られましたので、当該案件につきましては、会議の進行を一部変更させていただき、各課等の報告予定事項の終了後に審議いたしますので、よろしくお願い致します。

なお、その際には関係課長以外の方、また、傍聴人の皆様におかれましては退席をいただき、審議を行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

審議に入る前に、本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。和久田恵子委員と松田靖子委員にお願いします。

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第6号「富士市子ども・若者支援協議会要綱の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

青少年相談センター所長

（議第6号 富士市子ども・若者支援協議会要綱の一部改正について説明する）

教育長

これより議第6号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

塩谷委員

要綱3ページの最後の説明で「産業交流部商業労政課を別表国及び地方公共団体の機関の項から削る」ことの理由付けとして、若者の就労対応という役割がユニバーサル就労推進協議会に移行したためということは理解できました。

一方で、今回は富士公共職業安定所については、協議会の関係機関として据え置かれるのですね。就労対応については役割が別である中で、富士公共職業安定所を従前のとおり残すということに、こういった理由や制度趣旨があるのか御説明いただけますか。

社会教育課長

こちらの御質問は、以前審議いただいた青少年問題協議会と関連がありますので、社会教育課からお答えいたします。

ユニバーサル就労推進協議会に就労に関する対応の役割が移行していると説明がありましたが、こちらの協議会はかなり人数が多いものでございます。

富士市には協議会に関する指針がございまして、議事を有効なものにするために、概ね15人以内とすることが定められています。以前は20人とか30人の協議会もありましたが、例えば1人1分話すだけで30分を超えてしまうということがありましたので、なるべく委員数を絞ることになっています。

そうした事情から、今回は我々もできるだけ人数を絞るということを想定いたしました。そのため産業交流部商業労政課を除きましたが、やはり市役所ではない外部の方の意見も大事になってくることから、検討の結果、富士公共職業安定所は据え置かせていただく判断に至りました。

塩谷委員

職業安定所は、もちろん職業就労の対応という役割がありますが、外部機関ということで、敢えて据え置いているということなのですね。分かりました。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第6号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第6号案は承認いたしました。

引き続き、報告事項に移ってまいりたいと思います。はじめに、報第2号「令和7年度教育委員会所管当初予算額の内示について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

(報第2号 令和7年度教育委員会所管当初予算額の内示について報告する)

教育長

ただ今の事務局の報告に、御質問はございませんか。

塩谷委員

先ほど事業に関する御説明の中で、自動採点システムの導入があるというお話を伺いました。それが今回の予算でのどの項目にあり、どれくらいの規模の予算として含まれているのか、お教えいただけますか。

学校教育課長

項目としては、14ページの歳出の「10款 教育費 - 03項 中学校費 - 02目 中学校教育振興費」に該当します。金額は180万円で、消費税込み198万円の予算を計画しております。

塩谷委員

事業の詳細が説明欄に明記されていなかったもので、見えにくく感じました。

教職員の負担軽減のために、従前から市立高校で導入されている自動採点システムを、中学校に導入を検討するという議論があったと記憶しておりました。そこを、来年度考えていただいたのかなと思ったのですが、位置付けとしてこの予算の中に見えてこなかったもので、その辺を明示いただくと分かりやすくなると思います。

教育長

16～18ページについてはお出ししていなかったもので、分かりにくかったということですね。また、そうした点について分かりやすく整理していただければと思います。

松田委員

資料の見方について確認させてください。例えば、資料14ページの歳出「10款 教育費 - 02項 小学校費 - 01目 小学校管理費」では、前年度予算の上限額と比べて減額されています。その場合に、右側15ページの小学校費 - 小学校管理費（維持補修）の「内訳」に、維持補修に関する要望が出されていますが、何かの事業がなくなってトータルで減額されたという見方で良いのでしょうか。

そうしたうえで「内訳」の欄にある各事業が、ある程度予算の範囲内で実行できるものかどうかということでしょうか。（前年度からの減額を）トータルで積み上げるとこれくらいになるが、年度予算の範囲でできる事業もあるし、要望が通らない事業もあるということでしょうか。

教育総務課長

御質問にお答えします。14ページ「10款2項1目の小学校管理費」のところには、6,149万8,000円の減という金額が記載されております。こちらの減額の主な理由といたしましては、小学校の施設管理に関する修繕工事等が多いのですが、令和6年度から令和7年にかけての削減額がおよそ1億2,657万3,000円となっております。これが主な減額の要因です。

15ページの「5教育委員会所管施設整備事業予算」の表では、新年度実施予定の事業を全て掲げておりますので、変更については、基本的に予算を付けていただいた事業を掲げてあります。

その減額の主な理由ですが、令和6年度で小学校の特別教室のエアコン整備が完了いたしました。令和7年度は、すでに普通教室・特別教室の予定したエアコンの設置事業が完了しているため、減額要素が生じたということですので。

松田委員

小さな修繕も含めて、皆さんが重要と考えて要望を出されているので懸念しましたが、事業が実施できるということですね。

もう一点、質問させてください。学校給食費のコンサル料という説明がありましたが、これはどのようなものなのでしょうか。

学務課長

コンサル料について御説明いたします。

現状、給食室については毎年どこかしらの学校が必ず工事に当たっておりまして、その工事期間は、給食を停止するという形になっております。従前はお弁当を保護者に御用意いただくこととしておりましたが、時代の流れで保護者の方々が共稼ぎ家庭になったり、ひとり親家族が増えたりといった事情から、お弁当の対応が難しいという状況が生じてきました。

また、このことについて、市議会からも何とかならないかという要望をいただきました。

そうした中、給食室の自校方式を維持するためには、やはり定期的に改修をしていかないと、学校給食の計画が難しいという状況にあります。

この学校給食室の改修に係る問題のほかにも、教育委員会では少子化による学校統合や校舎建替え等の問題も抱えています。そうしたことを、全てまとめて考えていく必要があるということで、教育委員会として専門のコンサルタント業者の導入を検討しています。

我々教育委員会事務局職員だけでは厳しい状況がありますので、今後の児童生徒の減少状況と地区ごとの変容、それと給食室の老朽化の状況を、一連の課題として踏まえて、長期的な目線で検討していく必要があります。

そのための第一歩ということで、今回コンサルタントを入れさせていただき、専門的な意見を取り入れていこうと考えています。

保科委員

14ページの歳出の増減額のうち、大きな部分に関して教えてください。

1点目に「02項 小学校費 - 02目 小学校教育振興費」、「03項 中学校費 - 02目 中学校教育振興費」についてです。ここはICTの関係で、16、17ページの教育委員会主要事業の概要（10款教育費）にある歳出を見ると、小中学校を合わせて12億円くらいになります。このICTの切り替えに関しては、県費が半分負担というイメージですか。

学校教育課長

県費は3分の2の負担です。

保科委員

3分の2ですか。分かりました。というのも、13ページ「県支出金」が

6億6,000万円ほど低いのですが、公立学校情報機器整備補助金が小中学校で合わせて約6億6,000万円になるため、その倍掛けの金額で歳出対応する仕組みなのかなと思ったのですが、そういうわけではないですね。

それと、14ページ「07項 体育保健費 - 05目 学校給食費」は、物価高騰によるところが大きいということですね。

逆に減額しているところでいうと「06項 社会教育費 - 08目 文化財保護費」ですが、これは千人塚古墳の整備事業が完了したことによるものと考えてよろしいですね。

また、「04項 高等学校費 - 01目 高等学校総務費」に、市立高校の管理運営として約1億円の減額とありますが、何か大きな理由があるのでしょうか。

富士市立高等学校事務長

高等学校総務費につきましては、令和5年度から令和6年度にかけて、学校施設の長寿命化や省エネ化を図るため、施設の省エネルギー化や、エアコンの更新等のE S C O事業を行ってまいりました。令和6年度は、E S C O事業として3億900万円の予算措置をして工事を執行いたしました。

本事業は、今年度で完了したため、約3億円の減額にはなるのですが、一方で、先ほどの説明にありました人工芝グラウンドの張替え事業があるものですから、差し引きすると約1億600万円の減額となります。

和久田委員

I C Tの関係で先ほどG I G Aタブレットの話が出たのですが、タブレット更新は、どのぐらいの頻度であるのでしょうか。これからの予算を考えるにおいて、おそらく中・長期にわたってかかるコストになると思います。情報教育に係る費用は、これからますますお金もかかると思うので、その辺をどのぐらいと考えているのでしょうか。

また、こうしたI C T機器に詳しい支援員の要員は7人となっています。中学校15校と小学校26校に対して支援員が7人ということですか。

一般的に考えると、これは少ないのではと思うのですが、こういった事情でこの人数が決まっているのでしょうか。あるいは、予算でここまでしか取れなかったということなののでしょうか。

学校教育課長

G I G Aタブレットの更新につきましては、5年ごとをめぐりに考えています。前回の更新から5年過ぎたらまた更新する、という方針です。

タブレット端末の購入にかかる費用については補助金がありますが、それ以外の部分で、保守のために意外とお金がかかります。例えば、壊れたタブレットの交換や、使用ソフトの利用料といったものにかかなり金額がかかっています。

市には、情報の支援員が11人います。国の基準では、支援員1人が4校を対応するというような数値目標があり、それをクリアしています。そのため、これを上回って雇うということは現状考えていません。

和久田委員

児童生徒の数ではなく、学校の数で換算しているのですね。例えば、児童生徒数が少ない学校4校でも1人の割り当てとなるのですか。

学校教育課長

実際には、御担当いただく学校の大小規模のバランスを考慮して組み合わせています。少なくとも、国の掲げる基準はクリアしている人数ではありません。

教育長

I C T関係の支援員は、小学校が7人、中学校が4人、合計11人なのですね。

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、報第2号は了承致しました。

続いて、報第3号「富士市こども計画（案）について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

こども未来課長

（報第3号 富士市こども計画（案）について報告する）

教育長

ただ今の事務局の報告に、御質問はございませんか。

塩谷委員

この富士市こども計画（案）全体を拝見していて、『こども』の表記のあり方が気になりました。

まず、計画（案）目次の一番下の箇所には、「法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合などの特別な場合を除き、平仮名で『こども』の表記をする」こと、また「18歳未満の者を指す場合は『子ども』と表記する」こと等の注意書きがなされています。さらに、10ページにはこの点について丁寧に説明されています。そういう定義で使い分けているのだな、という認識で読んでみたのですが、全体にわたって統一感が全然ないのではないかと思います。

表記をあえて変える、積極的な理由があるであろうケースと、明らかにこれは違うのではないかと感じるケースが入り混じっている感じがあって、かえて「こども」表記の使い分けが功を奏していないのではないかと思います。

また、富士市こども計画（案）の概要版も作成いただいているのですが、この概要版と計画（案）の二つは同じ用語を使わなければいけないと思います。例えば、概要版の２ページの下段のタイトル「こどもの自己肯定感」、ここでは平仮名の「こども」で表記されていますが、計画（案）１９ページの本文では漢字を用いた「子ども」になっています。同様に、概要版の３ページにある「こどもの人数の理想と…」では平仮名で表記されていますが、計画（案）３５ページの本文では、漢字を用いた「子ども」となっています。

また、３５ページ上から２行目には、誤植もあります。

このように、概要版と計画（案）本文とで、そもそもの使い分けが意識されていないため、全体として読みにくくなっている感があります。

さらにもう１点指摘させていただきます。概要版の５ページ「第４章 施策の展開について」の基本目標１にある「施策１－１子どもの権利の理解促進」についてです。ここは固有名詞としての扱いから表記に問題はないと思いますが、本文４６ページ「４ 施策の全体像」の中の基本目標１「施策１－１こどもの…」とあり、平仮名になってしまっています。概要版と本文との間でも「こども」の言葉の使い方についてかなり差異が見られてしまっていて、そうすると結局言葉を使い分けている意味がないのではないかということです。ここまでは、概要版と計画（案）本文との２つを見比べた中での印象です。

また、計画（案）本文を細部まで見ていくと、「ここは違うのではないか？」と感じた箇所が多数あります。そうしたページを折った数がものすごい数になるのですよ。おそらく、色々な部署の方々が作成されていて、それを合わせて編纂したのではないかと思います。１ページめくるたびに１ページ折ってあるくらいの状態です。ここはもう一度、言葉の定義から遡って、この言葉遣いはこれで本当にいいのかというところを検証いただきたいです。

もう３月になるので、どこまで作業が可能かという問題もあると思います。もし一つ一つの修正が難しいならば、無理に言葉を使い分けようとするよりも、例えば子どもの権利条例や子ども子育て支援法といった固有名詞だけは漢字を使い、それ以外は富士市では全て平仮名で「こども」にするとか、そうした策を取らないと、読んでいく中で混乱をしてしまうというのが、私の意見でございます。申し訳ないですが、そこをもう一度見ていただきたいと思います。

こども未来課長

御指摘ありがとうございます。確かに、初めは漢字の「子ども」、平仮名の「こども」について厳密に区分けをしようということで作業を進めていたところでした。しかし、作業を進めている中で、色々と庁内の中からも意見をいただき、分かりづらいのではないかと、混乱してしまうのではないかと、まさしく塩谷委員と同じような意見をいただいていたところでした。

そうした中で、こども基本法は平仮名、国の方も基本的には平仮名表記であるということで、最終的には平仮名の「こども」で表記するということが、原則は統一することにしております。子どもの権利条例といった固有名詞については漢字で統一する等、そういう部分で使い分けをするということで、現在作業を進めているところです。

塩谷委員

そうすると、今まさに変えていただいている作業の最中にあるということですか。

こども未来課長

そうです。

塩谷委員

分かりました。定義を置く以上は、それに合わせて使っていただかないと、読み手が誤解してしまうのかな、と気になったところがありましたので。

もう少し、質問をしてよろしいですか。計画（案）本文の104ページの（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の「量の確保方策」に「提供会員（両方含む）は…」と突然記載があります。これは何のことを言っているのか分からなかったもので教えていただけますか。

また106ページの（10）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の「量の確保方策」には「事業の実施率は98%前後…」とありますが、これはどこの数値を根拠に書かれているのか分かりません。上の表と下の説明が若干分かりにくい箇所がありますので、どこの数値か参照を記載していただきたいです。その辺りも分かりやすいように修正をお願いできればと思いました。

こども未来課長

御意見として承りました。

言葉については、注釈を巻末に付ける予定でおりますので、そこについては御理解ください。

なお「こんにちは赤ちゃん事業」に関する御指摘については、改めて確認をさせていただきます。

松田委員

全体的にこうした流れで進んでいくのだなと、考えながら読ませていただきました。これから目指すべき社会の大切な姿を、今の説明をお聞きしながら感じていたところです。

今この時点では、役所・行政側の計画として御説明いただいておりますが、実際の市民や当事者の方々がこれらの支援を受けるに当たって、またそれを

見守る地域の方の理解に落とし込むに当たって、「こども」「若者」の表記は課題になってくると思います。

例えば「若者」として30代の方を含めて意識を持っていくに当たり、こうした計画（案）一つを作るにしてもこうした問題が起きるわけです。

本当に大変なことですし、実際すごく道のりも長いかもしれませんが、ぜひ市民の皆さんが分かるような形で落とし込めるよう、やっていただきたいなと感じますね。

自分たち事業者としても、ここをしっかりと繋げられるようやっていきたいと考えております。ぜひ本計画が醸成されるように願って読ませていただきました。

保科委員

短期間でまとめられて、本当に大変だったと思います。あと1ヶ月で確定させるということですが、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

本計画の概要版は全8ページありますけれども、これは紙媒体で、学校経由で各御家庭に配布する予定でしょうか。

子ども未来課長

現在、紙媒体での作成を予定しておりますが、具体的にどこにどう配布をするかについては、検討の余地があると思っております。

せっかくの計画でございますので、ただいま御意見をいただいた学校関係への配布等も含めて検討させていただきます。

保科委員

御家庭の保護者の方々であれば、概要版を御覧になっていただくことは非常に有意義だと思いますが、子どもに対するメッセージとしてはこれだと難しいなと感じます。前回の会議でも話題に上がったかと思いますが、概要版6ページにある富士市子どもの権利条例を中心に、「こういうものができたので、君たちにはこういう権利があるよ、こういうところに行けるんだよ」といった具体的なものを、一枚物のような形で、子どもに配布するというようなことも併せてお考えいただければと思います。

こども未来課長

貴重な御意見をありがとうございます。これにつきましては、小学生の方には少し読みづらいということもあって、小学校4年生以上の方を対象に、分かりやすいパンフレット1枚物の形で作成し、配布させていただいています。

また今年度は、それとは別に、中学生・高校生向けに、年代にあわせたパンフレットを作成し配布しているところでございます。

もともと行政文書でございますので、読みづらいところもあり、前回の総

合教育会議でも、委員の方から「ＳＯＳを持った子どもたちに届きやすいような表現を」と御指摘をいただいております。その時には、私からは、コラム等を用いて計画冊子を作成させていただきたいと答弁をさせていただいたところでございます。

今回、基本目標のそれぞれのところについて、市民の皆様方に分かりやすくするためにコラムを入れる等、冊子についても読みやすくする工夫を凝らしていますので御理解ください。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、報第3号は了承致しました。

これをもちまして、本日公開分の審議事項は全て終了致しました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課長、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か質問等ありますでしょうか。ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

今回は、3月24日(月曜日)午後1時30分から富士市庁舎6階第3会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願い致します。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の公開分の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。

ここで、冒頭申し上げましたが、議第7号「令和7年度県費負担教職員の人事異動の内申について」を議題といたしますが、この審議は秘密会となりますので、関係職員以外の方、また、傍聴人の皆様におかれましては、御退室願います。